

解説

1. 本項目では、カスタムパーツなどの自動車部品装着車両の取り扱い時の注意点をまとめている。
2. いずれも法令通達等及び日整連発行の不正改造防止マニュアル（平成17年3月初版発行版）を基にした公論出版調べである。実際の検査場等において取扱いが異なる場合がある。ご了承ください。
3. 写真の実車は、不正改造を防止する目的のため弊社で作成したものもある。その場合、撮影後は速やかに保安基準適合状態へ整備したことを申し添える。また、ナンバーが装着されていない自動車や純正部品を撮影したものもある。

1. 自動車部品（指定部品・指定外部品）の装着

①基準の緩和	解説 2
②用語について	
A. 自動車部品	4
B. 簡易な取付方法	5
C. 固定的取付方法	5
D. 恒久的取付方法	6
E. 指定部品	6
F. 指定外部品	7
G. 構造等変更検査	7
③構造等変更検査が必要ない	
自動車部品の装着	8
A. 一定範囲内における	
自動車部品の装着	8
B. 指定部品の装着	
（恒久的取付方法を除く）	9
C. 簡易な取付方法による	
指定外部品の装着	
（恒久的取付方法を除く）	10
D. 自動車部品装着時の	
フローチャート	10
④自動車部品装着時の留意事項全般	11
⑤指定部品一覧と装着時の留意事項	11

A. アクセサリー等の自動車部品

1. 車体まわり関係	11
2. 原動機、排気系等関係の部品	38
3. 車室内に設置する部品	38
4. その他	40
B. 運行に当たり機能する自動車部品	
1. 走行装置関係の部品	42
2. 操縦装置関係の部品	43
3. 緩衝装置関係の部品	44
4. 連結装置関係の部品	47
5. 騒音防止装置関係の部品	48
6. その他の部品	48

2. 改造自動車の届出が必要となる改造

①改造自動車とは	解説 50
②改造届出が必要となる改造	53
A. 車枠及び車体	53
B. 原動機	56
C. 動力伝達装置	56
D. 走行装置	59
E. 操縦装置	60
F. 制動装置	61
G. 緩衝装置	62
H. 連結装置	63
I. 燃料装置	63
J. 電気装置	64

B. 簡易な取付方法

1. 簡易な取付方法とは、手で容易に脱着できる取付方法をいう。
2. 工具を使用せずに脱着でき、かつ自動車に装着できるものとなる。
3. 例えば、蝶ねじやルーフ・ラック等を固定する際に手で回すことができるノブが該当する。



【手回しノブによる簡易な取付の例】

C. 固定的取付方法

1. 固定的取付方法とは、簡易な取付方法、又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
2. 具体的には、ドライバー、プライヤ、レンチ等の工具を使用して装着する方法のものをいい、ボルト・ナット、ビスによる固定方法や接着剤によるものが該当する。



【ビスによるオーバーフェンダーの固定的取付の例】

《留意事項》

- ①自動車の車枠及び車体は、衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。
従って、車室内に設置する場合には、乗員保護の対策が必要となる。
- ②車室内に設けるロール・バーに緩衝材等を装着している場合、自動車の製作年月日により難燃性の材料であること。

7 バンパー・ガード **8** グリル・ガード **9** バンパ/プッシュ・バー

1. 「プッシュ・バー」とは、他の車両等を押す際にバンパの損傷を防ぐためのガードバー。海外の警察車両に装着されているものがある。



【バンパー・ガードの例】



【グリル・ガードの例】

■ 本書について ■

- 本書は、保安基準に適合する（○）事例と適合しない（×）事例を分かりやすく図で解説したものです。そのため、詳しい説明は省き、文章をなるべく少なくしています。また、装着状態や年式により判断が異なる、明確な基準がない・難しい事例（△）を一部収録しています。

保安基準の知識があまりない方でも、適否が分かるように編集しました。

- 本書において保安基準に適合しない自動車とは、下記の自動車を指します。
 - ①継続検査（車検）に合格しない
 - ※この場合、次のケースも含まれます。
 - ・ 構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項変更を行う必要がある。
 - ・ 改造自動車として改造届出を行う必要がある。
 - ②整備不良である
- 「車検の受け付け時」、「自動車部品の販売時」などに必要となる「保安基準への適合・不適合の判定の参考」にご使用ください。
- 保安基準の条項ごとの詳しい内容については、公論出版発行「自動車検査ハンドブック」及び「保安基準と審査規程〔原文〕」を参照してください。

■ 対象の自動車 ■

- 本書は、下記の自動車を対象としています。
 - ①四輪で乗車定員 10 人以下の普通・小型・軽の乗用自動車
 - ②平成元年以降製作の自動車
 - ※自動車の製作年については、一般的に自動車検査証の「初度登録年月」の欄を参照してください。

■ 注意点 ■

- 掲載の事例が全て保安基準に不適合となるわけではありません。
 - ①貨物自動車、牽引自動車などの場合、本書において不適合とされていても、適合する場合があります。
 - ②自動車の年式により、保安基準に適合・不適合の判定基準は異なります。本書は平成元年以降製作の自動車を対象としています。
- 掲載していない事例が全て保安基準に適合しているわけではありません。
 - ①本書は代表的な事例を掲載しています。
 - ②特殊な事例、基準の詳細については、公論出版発行「自動車検査ハンドブック」及び「保安基準と審査規程〔原文〕」を参考にしてください。

- 事例ごとの基準適否は、あくまでも編集部の判断によるものです。検査ラインで適否を保証するものではありません。
- 最終的には必ず法令の原文で確認してください。
 - ①自動車保安基準に適合するかどうかの審査の実施に関する規程である審査事務規程の原文は、公論出版発行「保安基準と審査規程〔原文〕」をご覧ください。

■用語について■

- 保安基準の用語を一部、下記のように言い替えて使用している場合があります。

保安基準の用語	本書で使用している用語
エア・スポイラ	エアロパーツ（リヤ・ウイング、リップ・スポイラ、サイド・スポイラ）
後写鏡	サイドミラー
かじ取装置	ステアリング
制動装置	ブレーキ
緩衝装置	サスペンション
座席ベルト	シートベルト
警音器	ホーン

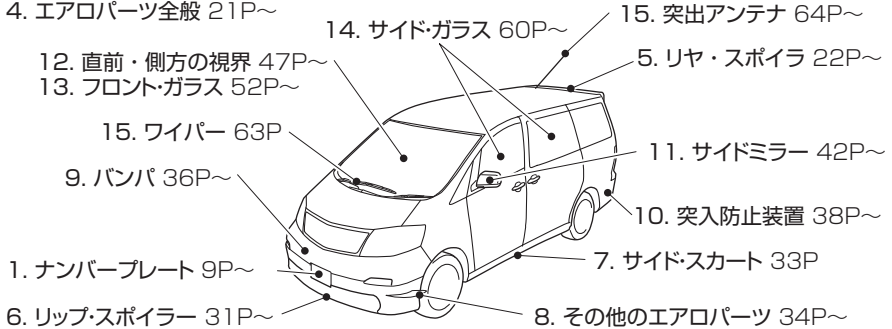
- 各事例の右上に記載されている『㊦ 18 条、㊦ 7-26』などの略語は、下表の当該参照法令等を使い、「保安基準第 18 条、審査規程 7-26」を示しています。

略語	参照法令等の名称
㊦	道路運送車両法
㊦	道路運送車両の保安基準
㊦	保安基準 第 32 ～ 41 条の灯火等の共通基準
㊦	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（通達）及び「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて
㊦	独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程
㊦	不適切な補修等（審査事務規程 4-4）
㊦	自動車登録規則
㊦	自動車検査業務等実施要領
㊦	日整連発行「不正改造防止マニュアル」平成 17 年 3 月初版発行
㊦	自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法等を定める告示、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示、自動車登録番号標等の取付角度等の確認について（協力依頼）

第 1 章 外 装

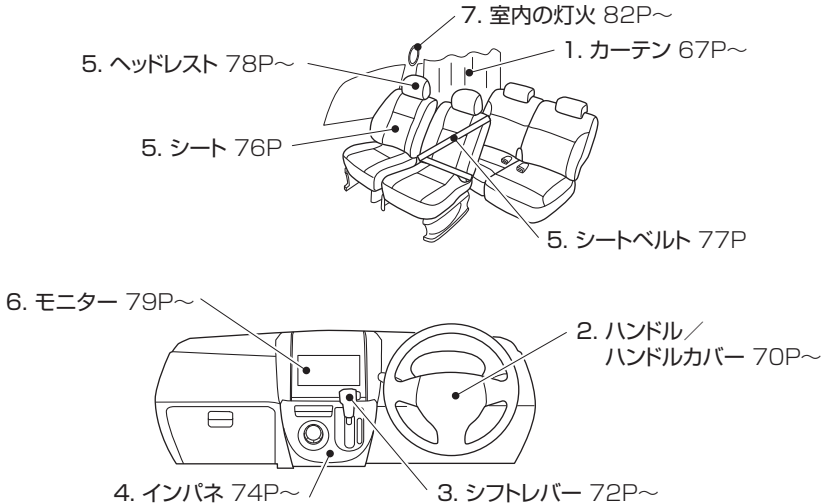
P. 7～

- 2. 車体の形状 19P
- 3. 外装全般の諸注意 20P
- 4. エアロパーツ全般 21P～



第 2 章 内 装

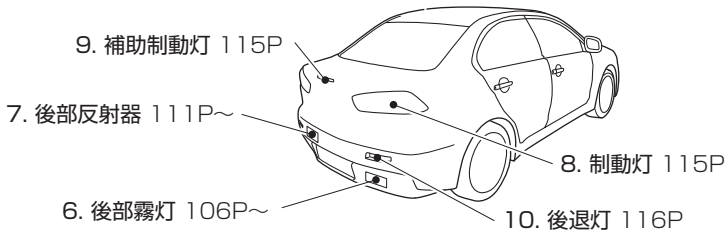
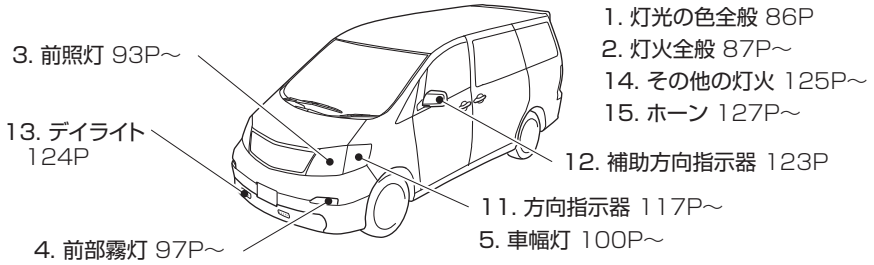
P. 66～



第 3 章

灯 火 ・ 警 音 器

84 ~



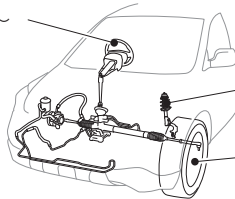
第 4 章

シ ャ シ

P. 129 ~

2. ステアリング装置 136P~

5. ドライブシャフトブーツ
の損傷 144P~



第 5 章

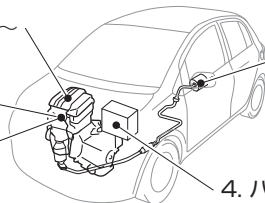
原 動 機

P. 145 ~

2. エア・クリーナ 148P~

1. 原動機 146P~

3. 冷却水 150P



外装

内装

灯火・警音器

シャシ

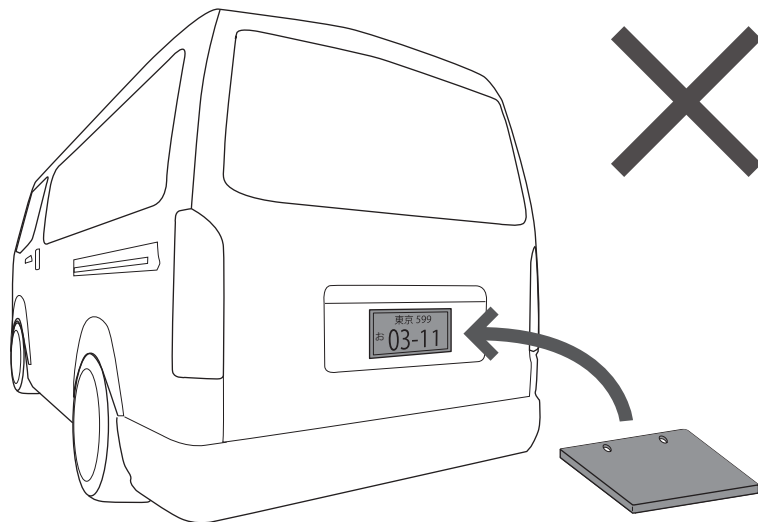
原動機

1 ナンバープレート

カバー

標

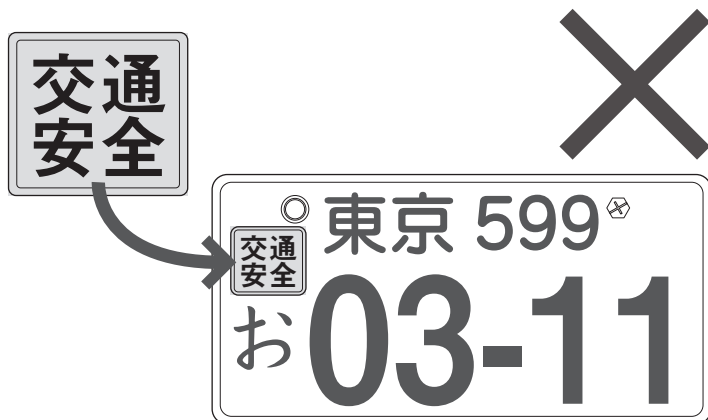
- 透明・不透明にかかわらず、カバーの装着はダメ！



シールの貼付

標

- シールの貼付はダメ！



外装

内装

灯火・警音器

シヤシ

原動機

汚れ



- 汚れたままではダメ！

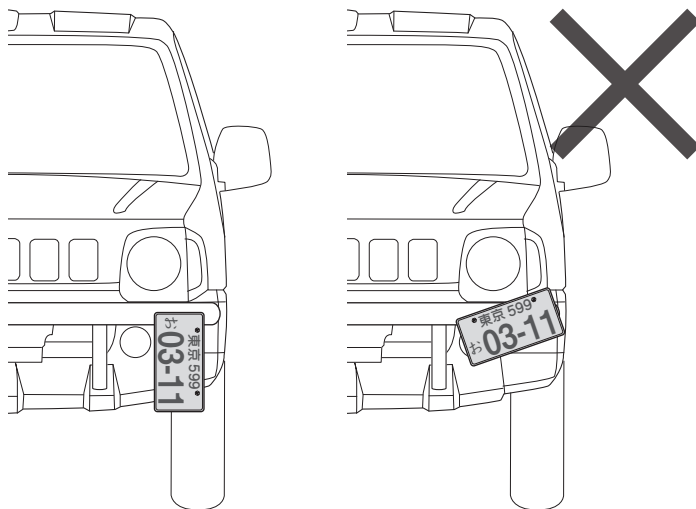


※数字などが判別できること。

回転



- 回転はダメ！

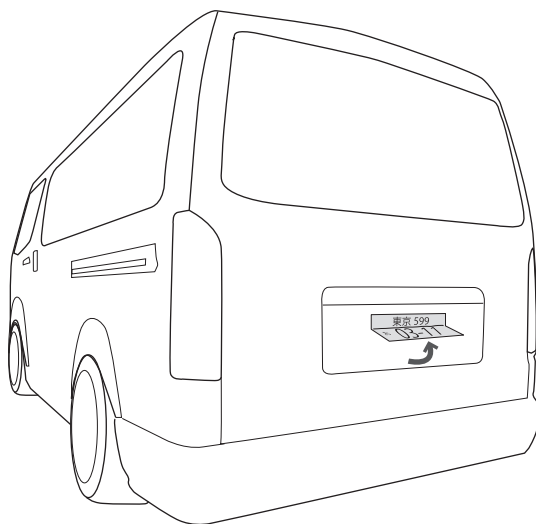


※長辺が水平であること。

折り返し



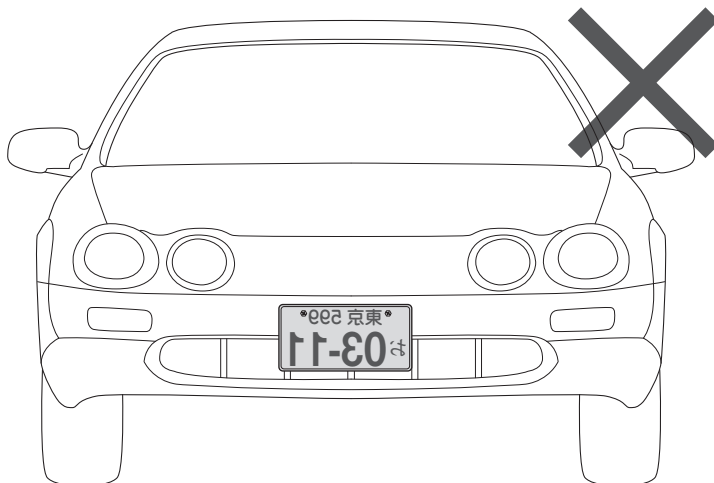
- 折り返しはダメ！



表裏逆



- 表裏が逆さはダメ！



保安基準 図解○×集 乗用車編

第三版

(令和2年9月発行)

無断転載・複製を禁ず

■発行日 平成 22 年9月 14 日 第一版発行
平成 28 年8月 1 日 第二版発行
令和 2 年9月 23 日 第三版発行

■定 価 2,000 円 送料 300 円 (共に税込み)

■発行所 株式会社 公論出版
〒 110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03 (3837) 5731 編集
5745 販売
FAX 03 (3837) 5740